

第1章 第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1. 策定の経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行)を受けて、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、大阪府の「大阪府子ども読書活動推進計画」が策定されました。

それらを受けて、寝屋川市では平成18年3月に「寝屋川市子ども読書推進計画(以下「(第1次計画)」と称する場合があります)」を策定いたしました。市は、この計画に基づき、計画期間5年間を目途に平成22年度まで、作業部会で推進事業の進捗や情報交換を行い、事業を進めてまいりました。

その間、国においては、平成20年3月「第2次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成25年5月に同じく「第3次計画」が策定され、大阪府では、平成23年3月「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」が策定されています。

また、「(第1次計画)」においても、図書館と学校との連携を進めてきましたが、更にその推進を後押しする「学校図書館法の一部を改正する法律」(平成26年6月27日法律第93号公布 平成27年4月1日施行)が制定されました。この法律改正では、第六条「学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない」として学校司書の配置に努めること、また同条第2項で「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」として学校司書の資質向上に資する研修を実施するよう努めることが規定されました。これにより子どもの読書活動推進は就学前の子どもだけではなく、学齢期の子ども読書活動推進にも力点が置かれることとなりました。

また、本市では、平成26年10月に策定した「寝屋川市社会教育推進計画(平成27年～32年度)」の中でも、「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ新たな「第2次計画」の策定を方向性として示し、更なる子ども読書活動の推進を図るため「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組むことにしました。

表「国・大阪府・寝屋川市における子ども読書推進活動に関する法律・計画等の状況

国		大阪府		寝屋川市
成立・公布・施行等の時期	タイトル等	策定の時期	タイトル等	
平成 11 年 8 月衆参 両議院の決議	平成 12 年を「子ども 読書年」とする			
平成 12 年 5 月	国際子ども図書館(国 立国会図書館の支部 図書館)が開館			
平成 13 年 4 月創設	子どもゆめ基金			
平成 13 年 12 月公 布・施行	子どもの読書活動の 推進に関する法律(法 律第 154 号)			
平成 14 年 8 月 2 日 閣議決定	子どもの読書活動の 推進に関する基本的 な計画	平成 15 年 1 月	大阪府子ども読書活 動推進計画 ～大阪 府子ども読書ルネッ サンス～	平成 18 年 3 月 寝屋川市子ども 読書活動推進計 画(1 次)(平成 23 年 3 月まで)
平成 17 年 7 月 29 日公布・施行	文字・活字文化振興法			
平成 20 年 3 月 11 日閣議決定	子どもの読書活動の 推進に関する基本的 な計画(第 2 次)	平成 23 年 3 月	第 2 次大阪府子ども 読書活動推進計画	
平成 25 年 5 月 17 日	子どもの読書活動の 推進に関する基本的 な計画(第 3 次)			

2. 策定の目的

寝屋川市の子どもが、読書することの楽しさや新たな知識を得ることの喜びを知り、賢明に力強く生きる力を養うため、読書活動を更に推進することが必要です。

市では、更なる子ども読書活動の推進を図るため「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証し、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、これを基にした子ども読書活動推進施策を進めていきます。

3. 第1次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題

<計画全般の総括的検証>

(主な成果)

- ・乳幼児期の子ども読書活動推進施策（ブックスタート事業）として、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」、東図書館子ども図書室の開設、絵本の読み聞かせ等の定例実施等により、絵本・児童書の貸出し増加や親子で来館する人の増加等の成果を得ることができました。

- ・幼稚園・保育所園の絵本充実や絵本コーナーの設置等が進みました。
- ・学校では全校一斉朝読書の取組や新聞を活用した授業の充実に取り組むことができました。

(主な課題)

- ・「(第1次計画)」では就学前の子ども読書活動推進に力点を置きましたが、全国的に見ても、子どもの年齢が上るとともに読書時間が減る傾向があり、学齢期の子ども読書活動の推進施策の充実が課題となっています。

- ・計画がブックスタート事業を中心とした就学前の子ども読書活動推進に力点を置いたため、学齢期又はYA（ヤングアダルト）層を対象とした施策の推進に課題があります。

- ・東図書館子ども図書室や寝屋川市駅前図書館の子どもコーナー設置等、図書館における子ども読書の環境整備が進み、読書環境整備に一定の成果がありましたが、子ども読書活動推進に関わる人の資質向上・育成のための研修等の継続実施に課題があります。

<推進施策の成果と課題>

「寝屋川市子ども読書活動推進計画」に基づく、子ども読書活動推進事業（平成18年度～平成26年度）の成果と課題については以下の通りです。

(1) 家庭・地域における推進

【成果】

- ・ブックスタート事業実施により読書活動を乳幼児期から始める子ども（親子）が増えています。
- ・赤ちゃんに絵本を贈ろう事業を実施し絵本の読み聞かせの啓発を図ることができました。
- ・子ども読書活動推進啓発講座「だっこでよんで、あそんでよんで」の開催や定期的な絵本の読み聞かせ等を通じて、子ども読書活動への理解を深めています。
- ・絵本の読み聞かせやおはなし（ストーリーテリング）の担い手を養成する講座を実施し子ども読書活動推進の担い手づくりに努めることができました。

【課題】

- ・読み聞かせやおはなしの講座に参加した人が、その後、読み聞かせや「おはなし」を子どもにするようになったのかについての実体把握に課題があります。

（２）図書館における推進

【成果】

- ・児童書の充実を図りました。平成 18 年度と平成 26 年度比較で 48% 増。
- ・図書館HPでの子どものコーナー頁を設置、乳幼児へのブックリスト配布、「としよかんだより」等による情報提供に努めることができました。
- ・東図書館子ども図書室の設置、駅前図書館子どもコーナー（お話し室）等、子ども図書のコーナーを充実し、読書環境整備を図りました。
- ・ブックスタート事業のうち絵本の読み聞かせ等の事業をNPO団体に委託し、中央・東・駅前の各図書館で読み聞かせを実施した結果、児童書の貸出が増えました。
- ・児童サービス担当職員の体制は維持し、市民ボランティア団体等と協働し、おはなし会・ブックトーク等を実施しました。※一部の中学校で「絵本の広場」開催。
- ・中学生の職場体験受け入れ、幼稚園・保育所の図書館見学受け入れができました。他に小学生の「図書館探検ツアー」、乳幼児からの「図書館ぬいぐるみお泊り会」も実施しました。図書館団体貸出本の中に調べ学習に役立つ本を選書しています。
- ・子どもの好奇心を喚起し読書や調べ学習につながる体験型講座の開催、児童書の本展等を行いました。

【課題】

- ・YA（ヤングアダルト層）向けの資料収集や推進イベントの取組の充実を図る必要があります。

- ・学校（図書館）と連携した読書活動推進の取組を充実させる必要があります。
- ・児童書の新刊情報の提供を充実させる必要があります。
- ・児童サービス担当職員の体制維持と研修機会の充実に努める必要があります。
- ・第2次計画策定後の事業の進め方や連携のとり方について検討する体制が必要です。

（3）幼稚園・保育所等における推進

【成果】

- ・幼稚園では絵本の質・量ともに充実を図りました。絵本コーナーの設置も進んでいます。
- ・幼稚園教諭・保育士への研修講座を開催しました。
- ・保育所・子育て支援センター等で児童文学地域講座を開催しました。

【課題】

- ・保育所園の絵本のさらなる充実を図るため、図書館から絵本をパッケージ貸出しできるように連携していくことが必要です。
- ・幼稚園・保育所園・子育て支援センター等の職員に対する定期的な子ども読書活動推進研修が必要です。
- ・児童文学地域講座（絵本で育つ子どものこころ）の回数・場所の拡大が必要です。
- ・地域の子育て支援グループの把握と支援策の検討が必要です。

（4）小中学校における推進

【成果】

- ・全校一斉朝読書等を定期的実施することができました。
- ・図書委員会による低学年への読み聞かせを実施することができました。
- ・地域のボランティアによる読み聞かせ会を開催することができました。
- ・新聞を全校配備し、新聞を活用した授業に取り組むことができました。
- ・小学校における読書ボランティアの実態調査を行うことができました。
- ・子どもの読書活動推進のためのシンポジウムや交流会を実施することができました。

【課題】

- ・子どもの読書活動推進を更に進めるため、学校図書館及び読書活動推進に関わる人の充実・活用が必要です。
- ・教職員への子ども読書活動推進に関する知識・技術をさらに向上させるため、研修機会の充実が必要です。
- ・移動図書館車の巡回派遣や図書館からの団体貸出等、子どもたちに多くの本を提供するための取組の充実が必要です。
- ・市立図書館と連携した読書活動推進の取組を増やすことが必要です。

- ・学校の読書環境等に関する定期的な調査・把握が必要です。
- ・子ども読書活動推進の啓発に資する行事の定期的開催が必要です。

（５）障害のある子どもや外国人の子ども等の読書活動の推進

【成果】

- ・障害のある子どもの読書環境整備・充実のために障害者団体、障害児施設、ボランティア団体等の関係団体が情報交換する機会充実に努めることができました。
- ・点訳絵本を制作し館内展示することができました。点字・録音図書の制作・収集することができました。
- ・音声絵本（マルチメディア）を試験的に収集することができました。
- ・図書館に音声読書機、拡大読書器を設置することができました。
- ・図書館にアジアの絵本や児童書を集めた「アジア子ども文庫」を設置することができました。

【課題】

- ・点字図書、録音図書を障害のある子どもたちに届けるための工夫が必要です。
- ・音声読書機、拡大読書器の周知を図る必要があります。
- ・外国語の絵本・児童書の出版情報の調査・収集の更なる充実が必要です。

（６）市民の理解・関心を得るため広報・啓発の推進

【成果】

- ・赤ちゃんに絵本を贈ろう等のブックスタート事業の実施により、子どもをもつ保護者に幼少期からの読書の有用性を啓発することができました。
- ・春秋の子どもの読書週間に子どもの知的好奇心を喚起する体験型講座を開催することができました。
- ・図書館HPや地域情報誌、行事チラシ等多様なメディアを活用し、子どもの読書に関する情報を提供しました。
- ・おはなしの入門講座や絵本の読み聞かせ講座を通じて、子ども読書活動推進を担う人を増やすことに取り組みました。

【課題】

- ・子どもたち自身に向けた情報提供の方法を工夫する必要があります。
- ・親子で楽しめる読書活動推進イベントを行い、家庭での読書の重要性を啓発する必要があります。

(7) 効果的な計画推進に向けた取組

【成果】

- ・「(第1次計画)」専門部会を立ち上げ各機関・団体の連携を図ることができました。

【課題】

- ・子ども読書活動推進に関わる人・団体・機関の情報交換や連携拠点(ネットワーク)の在り方を検討する必要があります。

第2章 第2次計画の基本的な考え方

1. 計画の目的・基本方針

市では、平成18年3月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画の目的は、「子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自らすすんで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること」でした。

第2次計画においても、その目的と基本方針は踏襲しながら、現在の子どもをとりまく社会状況や「(第1次計画)」での成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動推進に関わる関係課や団体及び市民で構成する寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の議論を踏まえて策定いたします。

【目的】

「子どもが読書の楽しさに気付くきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること。

【基本方針】

- ① 子どものまわりに読みたいと思う本があり、本を紹介する人がいる読書環境の整備をすすめ子ども自らが読書の楽しさや魅力に気付くきっかけをつくります。
- ② 子どもが成長する過程で読書が重要な役割を果たすことを市民に啓発します。
- ③ 子どもの読書をみんなで支える地域社会とするため、学校・図書館などの関係機関、地域社会における諸機関・団体との連携・協力を促進します。

2. 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定に基づき、同法の「目的」「基本理念」を実現するため、寝屋川市が策定する計画です。

計画策定に当たっては、平成18年策定の「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果の検証を行い、課題を抽出し、更なる充実・発展を目指した施策を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会による幅広い議論を踏まえ、市として目的実現のための施策を企画・実施する方向性を示します。市は、この計画の示す方向性を基に市民との協働のもと、子ども読書活動推進施策に取り組んでいきます。

なお、上位計画として、平成23年3月策定の「第五次寝屋川市総合計画」（平成23年度～平成32年度）及び平成26年10月策定の「寝屋川市社会教育推進計画」（平成27年度～平成32年度）があり、本計画はこれら上位計画に基づき策定します。

3. 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4. 対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、概ね18歳以下の子どもを対象とします。

第3章 推進のための取組

第1節 家庭・地域における取組

1. 家庭・地域における推進

子どもが読書習慣を身に付けていく上で、家庭や地域の関わりは重要です。絵本や物語などを読み聞かせてもらったり、子どもが本を読むときに周囲にいるものが耳を傾けたりすることなどから、子どもは本の楽しさを知ります。子どもが読書する時間を確保するため、テレビやパソコン・スマートフォン等の様々なメディアとの関わり方を考える必要もあります。子どもだけではなく家庭の中で楽しい読書の時間が増えるよう、家族や周りの大人たちへの啓発・支援が必要となります。

<取組の方向性>

- ・ 図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体とのネットワークを図り、本や子どもの読書推進についての情報交換や協働の取り組みの充実を図ります。
- ・ 地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出の充実に努めます。
- ・ 図書館等で行なう読書推進行事等に親子で参加できるよう企画を工夫します。また、各家庭にこうした行事の開催情報が届くように努めます。

2. 図書館における推進

図書館は、子どもが本と出会い、豊富な蔵書の中から読みたいと思う本を自由に選べ、読書の楽しみを知ることのできる機会を提供する場所です。

<取組の方向性>

【乳幼児期の子ども読書活動推進】

（ブックスタート事業）

- ・ 図書館では、ブックスタート事業として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を行っています。毎年度、約1,900人の赤ちゃんに絵本をプレゼントしています。この事業は、図書館の基本的な事業の一つとして今後も実施していきます。
- ・ 赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本の講座「だっこでよんで あそんでよんで」の開催の他、図書館での絵本の読み聞かせ等を継続していきます。

【学校園所の子ども読書活動推進】

(読書のきっかけづくり・習慣化の推進)

・ 図書館と学校等が連携し、読書感想文コンクールや読書ノートなどの取組により、例えば、がんばった子どもたちに「ごほうび」を用意する等、読書のきっかけづくりや習慣化に努めます。

(おはなし会・ブックトーク)

・ 子ども向けの本展の充実、行事としてボランティア団体との連携での「おはなし会」「夏のおはなし会」「小学生のためのストーリーテリング」「紙芝居」などを継続的に実施していきます。

(図書館見学・職場体験)

・ 子どもたちが図書館に親しむきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書館見学、中学生の図書館職場体験を積極的に受け入れます。

(移動図書館)

・ 既に一部小学校で実施している移動図書館おきがる号の巡回派遣を多くの学校に拡大していけるよう努めます。

(団体貸出)

・ 図書館では、小中学校への団体貸出用の本の充実を図ります。また市内小中学校全校に団体貸出を利用してもらえるよう学校と連携し条件整備や利用状況の把握に努めます。

(学校への情報提供)

・ 小学校や中学校では、様々なテーマに沿った資料を利用して行う「調べ学習」を行なっています。図書館では、学校に「調べ学習」のための本・資料・情報を提供します。

・ 学校図書館に携わる司書教諭・教職員等のスキルアップを図るための資料・情報提供や府立図書館や大阪公共図書館協会等が実施する研修情報の提供、講師の紹介等を行ないます。

(YAサービス)

・ 中学生・高校生には、大人への成長過程にある時期だからこそ薦めたい、その時期に読んでほしい本を紹介する機会を積極的に作っていきます。

中学生・高校生への読書推進のためYA（ヤングアダルト）資料の充実に努め、図書館での中高生の利用促進、中学校・高校での学校図書館での利用促進を図っていきます。

・ 図書館が中学校と連携し、本の素晴らしさ、読書の楽しさを実感してもらえるような機会を設けていきます。

(子どもの読書活動推進ボランティアの支援)

- ・ 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体は、地域や幼稚園、保育所園等の子育て支援の施設で、また小学校や中学校で様々な活動を行っています。図書館は、ボランティア団体の活動を、積極的に支援していきます。
- ・ 子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、府立図書館等で実施される研修等の情報を提供します。

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組

1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。幼児期に、多くの時間を過ごす幼稚園や保育所園・認定こども園は子どもたちの成長にとって、非常に重要な場です。

<取組の方向性>

- ・ 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターは、それぞれの施設において、絵本を準備し絵本のコーナー設置に努めます。また、幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなども行っていきます。
- ・ 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。
- ・ 保育所園では、絵本との関わりを集団の中でより多くの子どもに体験してもらうため、読み聞かせ等の「幼児のためのブックスタート」事業（平成21年度より開始・業務委託）を実施しています。この事業は、図書館の事業として継続実施していきます。

2. 学校における推進

学校図書館法の一部改正（「学校図書館法の一部を改正する法律」）において、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書の配置に努め、学校司書の資質の向上を図るための研修その他の必要な措置を講ずるよう努めることが規定されました。

学校図書館には、①学校教育に必要な資料を収集・整理・保管し子どもたちや教員に提供する読書センター・学習情報センターとしての役割、②教員が学校図書館及び

その資料・情報を学習活動に活用できるようサポートする役割、③子どもたちの居場所や交流の場所としての役割等があり、学校教育の重要な機能を担うために学校図書館とこれに関わる人の専門性向上等のさらなる充実が必要と考えています。

市内小中学校では、読書活動の推進が子どもたちの成長にとって重要であるとの認識の下、各学校において授業や行事等の機会において様々に取り組んできましたが、今後更に充実していけるよう努めます。

<取組の方向性>

(学校図書館の充実)

- ・ 学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校司書等の活用に努めます。
- ・ 学校図書館のさらなる充実のため蔵書や管理システムの調査を行います。
- ・ 司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。
- ・ 学校蔵書の充実に努めるとともに市立図書館と連携し必要な本を用意します。

(学校での読書活動推進)

- ・ 児童・生徒が読書の楽しさを知る取り組みを積極的に行います。
- ・ 本や新聞、資料等を活用した「調べ学習」の充実に取り組めます。
- ・ 学校の読書環境充実のため、図書館と連携して移動図書館車の受け入れに努めます。
- ・ 図書館と連携して、子ども読書活動推進のイベント（子ども版ビブリオバトル、絵本の広場等）の実施に努めます。
- ・ 地域の読書関係団体や子どもの読書活動に関わる行政機関、公共施設、図書館との連携・協力を努めます。

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組

1. 障害のある子どもの読書支援

<取組の方向性>

- ・ 障害のある子どもの読書活動環境を整備するため、図書館はさわる絵本や布の絵本、点字資料や録音図書などの整備・活用を図るとともに、点字図書館などの専門機関や関連部署との連携を図っていきます。
- ・ 拡大読書器、音声読み上げ機など障害者が読書しやすい機器の利用促進に努めます。
- ・ 朗読ボランティアや布の絵本手作りボランティア、点訳ボランティア・録音ボラ

ンティアとの連携を図り、対面朗読や資料の収集・充実を行います。図書館や学校、幼稚園、保育所園、医療型児童発達支援センター「あかつき園」、福祉型児童発達支援センター「ひばり園」「第2ひばり園」などで、障害のある子どもたちの個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。

- ・ 障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味や関心を引き出すことに努めます。

2. 外国の子どもの読書支援

<取組の方向性>

- ・ 市域に住む外国語を母語とする人（子ども）や外国の言語や文化等に関心のある子ども向けに図書館では外国語の絵本や児童書を継続して収集し、提供します。
- ・ 収集した外国語の絵本や児童書を寝屋川市駅前図書館の児童コーナーに設置している「アジア子ども文庫」を中心に展示していきます。
- ・ 外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館や学校、地域、各種団体が連携して支援に努めます。

【資料①】 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月公布・施行)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以

下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化につとめること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実につとめること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもが健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供につとめるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料②】 「学校図書館法の一部を改正する法律」

(平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号公布 平成 27 年 4 月 1 日施行)

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平成 26 年 6 月 20 日成立)

【資料③】「文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号公布・施行）」

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料④】寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

寝屋川市教育委員会規則第5号

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。この場合において、第7号から第11号までの委員の任命に当たっては、予め市長と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 図書館に関し識見を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内(以下「市内」という。)で活動する図書館関係団体(市内を含む地域で活動する団体を含む。)の構成員
- (4) 寝屋川市立小学校の校長
- (5) 寝屋川市立中学校の校長
- (6) 寝屋川市立幼稚園の園長
- (7) 寝屋川市立保育所の所長
- (8) 経営企画部企画政策課における課長
- (9) 保健福祉部健康増進課における課長
- (10) 保健福祉部子ども室における課長
- (11) 保健福祉部障害福祉室における課長
- (12) 学校教育部学務課における課長
- (13) 学校教育部教育指導課における課長
- (14) 社会教育部社会教育課における課長
- (15) 社会教育部中央図書館長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この委員会は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。

【資料⑤】寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会について

1 委員名簿

委員構成 (寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則第3条第1項)		氏名	備考
第1号	公募による市民	川辺 奈津子	
第2号	図書館に関し識見を有する者	宇円田 陽子	大阪府立中央図書館協力振興課長
第3号	図書館関係団体の構成員	上野 勝子	寝屋川子どもと本の連絡会会長
第4号	市立小学校の校長	布村 豊幸	寝屋川市立木屋小学校校長
第5号	市立中学校の校長	新井 真利子	寝屋川市立中木田中学校校長
第6号	市立幼稚園の園長	北田 栄子	寝屋川市立啓明幼稚園長
第7号	市立保育所の所長	小田 有香子	寝屋川市立コスモス保育所長
第8号	企画政策課における課長	谷口 卓也	経営企画部次長兼企画政策課課長
第9号	健康増進課における課長	猪俣 由紀子	保健福祉部次長兼健康増進課長
第10号	こども室における課長	西岡 宏治	保健福祉部こども室課長
第11号	障害福祉室における課長	塚本 國次	保健福祉部障害福祉室課長
第12号	学務課における課長	田井 秀夫	学校教育部学務課長
第13号	教育指導課における課長	楠 知樹	学校教育部教育指導課長
第14号	社会教育課における課長	山口 美加	社会教育部社会教育課課長
第15号	中央図書館長	尾崎 安啓	中央図書館長

2 委嘱・任用期間

平成27年5月27日～平成28年3月31日

3. 会議

(1) 第1回会議

日時：平成27年6月11日（木）午後2時～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員15名中14名出席につき会議成立

上野勝子委員→委員長に選出。宇円田陽子委員→副委員長に選出。

川辺奈津子委員、布村豊幸委員、新井真利子委員、北田栄子委員、藏守利彦委員、

猪俣由紀子委員、西岡宏治委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、楠知樹委員、
山口美加委員、尾崎安啓委員

欠席委員：小田友香子委員（公務により欠席）

次第

- ・委嘱状交付式：会議に先立ち寝屋川市教育委員会委嘱状交付式
- ・教育委員会挨拶：良社会教育部長
- ・自己紹介：出席委員及び欠席委員の紹介 事務局及び自己紹介
- ・寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の説明 事務局

議事

- ・委員長・副委員長の選出 規則第5条に基づく互選
上野勝子委員長、宇円田陽子副委員長を選出
- ・「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定について 事務局
資料「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」の説明
素案の内容について審議

（2）第2回会議

日時：平成27年11月9日（月）午後1時30分～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員15名中10名出席につき会議成立

上野勝子委員長、宇円田陽子副委員長、川辺奈津子委員、布村豊幸委員、

小田友香子委員、猪俣由紀子委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、山口美加委員、尾崎安啓委員

欠席委員：新井真利子委員、北田栄子委員、谷口卓也委員（藏守利彦委員人事異動により後任）、
西岡宏治委員、

楠知樹委員、以上5名欠席

次第

議事

- ・「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定スケジュールの修正について 事務局
- ・資料「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」修正点の説明
- ・素案の内容について審議

（3）第3回会議

日時：平成28年1月8日（金）午後2時～

会場：市立中央図書館 研修室

出席委員：全委員 15 名中 10 名出席につき会議成立

上野勝子委員長、宇田陽子副委員長、川辺奈津子委員、布村豊幸委員、

小田友香子委員、猪俣由紀子委員、塚本國次委員、田井秀夫委員、山口美加委員、尾崎安啓委員

欠席委員：新井真利子委員、北田栄子委員、谷口卓也委員、西岡宏治委員、

楠知樹委員、以上 5 名欠席

次第

議事

- ・「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」策定スケジュールの修正について 事務局
- ・資料「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」修正点の説明 事務局
- ・素案の内容について審議

（4）第 4 回会議

平成 28 年 3 月下旬 パブリックコメント終了後に開催予定。

以上